

土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

日光市 市民環境部 環境課

令和3年4月1日

目 次

1. 土砂等による埋立等の特定事業とは？
2. 事業の実施にあたって
3. 新規許可申請する場合
4. 変更許可申請する場合
5. 軽微な変更をする場合
6. 土砂等の搬入届
7. 搬入する土砂の証明をする書類
8. 特定事業の管理
9. 定期的な状況報告
10. 水質検査等
11. 周辺住民への周知等
12. 標識
13. 車両への表示
14. 立入調査
15. 休止・廃止する場合
16. 完了した場合

1. 土砂等による埋立等の特定事業とは？

土砂等により、土地の埋立て、盛土、一時たい積する事業を行う場合は、事前に許可を受けて事業を実施しなければなりません。

①対象となる事業とは？

- ・ 500㎡以上の事業区域で、区域外からの土砂等により盛土、埋め立て、たい積を行う事業とし、これを「特定事業」という。
- ・ 隣接地から搬入する場合でも対象になる。
※同一の事業区域内の切土盛土のみで行う事業で、その事業区域以外から土砂等を搬入しない場合は、対象外とする。

②特定事業区域とは？

特定事業区域とは、埋め立て等を行う区域の面積をいい、区域外の搬入路、たい積場の保安地帯、事務所は含まない。

③特定事業期間とは？

特定事業の期間は、3年を超えて申請することは出来ない。ただし、1年以内であれば、事前に変更申請した上で、期間を延長することは出来る。

④土砂等について

- ・ 建設発生土、山砂、ズリなど。
- ・ 路盤材として使用される砕石や砂利、RC材のみでの埋め立て等は対象外である。
- ・ 疑義が生じる場合は、事業実施前に日光市環境課(0288-21-5152)へご確認ください。

2. 事業の実施にあたって

特定事業を実施するにあたり、事業区域について次のことを事前にご確認ください。

- ① 埋蔵文化財の有無の確認 **【担当：日光市文化財課】**
※埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。
- ② 特定事業区域内と隣接地に青道や赤道がある場合は、それが機能してるかどうか、埋めるためなどに必要な措置の確認 **【担当：日光市維持管理課】**
- ③ 農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）と農地関係の手続きの確認。
【担当：（農地転用）日光市農業委員会、（農地）日光市農林課】
- ④ 山林の場合は、地域や面積等により必要な許可や届出についての確認。
【担当：日光市農林課】
- ⑤ 特定事業場を管理する事務所の建設（仮設を含む）の建築確認について確認。
※事務所は特定事業を管理しうる範囲に設置すること。 **【担当：日光市建築住宅課】**
- ⑥ 上記以外の法令で規則があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものは併せて許認可等を得ること。

3. 新規許可申請する場合

(様式第4号) 特定事業許可申請書

許可申請書に次のものを添付し、ファイルなどで製本して正副2部を提出すること。
(副本は写しでよい。)

【添付書類】

- ① 特定事業場の位置図、付近の見取り図
- ② 平面図、断面図
- ③ 事業場の土地の登記事項証明書、公図の写し（発行から3か月以内のもの）
- ④ (様式第2号) 土地使用同意書
- ⑤ 誓約について(参考2)
- ⑥ [法人の場合] 規定する役員の氏名、生年月日、本籍地、住所を記載した書面
- ⑦ [法人の場合] 発行株式総数100分の5以上の株式を有する株主、又は出資額の100分の5以上を出資している者の氏名、生年月日、本籍地、住所を記載した書面
- ⑧ [使用人がある場合] その者の氏名、生年月日、本籍地、住所を記載した書面
- ⑨ 土砂等の予定量計算書(任意様式)
- ⑩ 埋立等の安定計算書(10m以上)
- ⑪ [擁壁を用いる場合] 擁壁の断面図と背面図ほか
- ⑫ (様式第5号) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面
- ⑬ 特定事業が、他法令による許認可を要する場合は、その許認可書の写し
- ⑭ その他、市長が必要と認める書面

※ 様式と参考2参考3は、全て日光市ホームページに掲載しています。

4. 変更許可申請する場合

(様式第7号) 特定事業変更許可申請書

許可を受けた事業内容(軽微な変更は除く。)に変更が生じた場合に提出すること。
添付書類については、申請書裏面を参考にすること。

5. 軽微な変更をする場合

(様式第8号) 特定事業変更届

軽微な変更をするごとに提出すること。

- 軽微な変更とは・・・申請者の氏名及び住所(法人の場合は代表者の氏名及び事務所の所在地)、搬入土砂等の量(構造の変更を伴わない場合)、土砂の採取場所、搬入計画、現場責任者

6. 土砂等の搬入届

(様式第9号) 土砂等搬入届

土砂の発生元別に、土砂等の量**5,000m³**ごとに事前に提出すること。

なお、添付書類(次項7番)については、**全て原本を添付すること。**

搬入される土砂は、事前に指定された検査方法で、全てが安全基準を満たされていることを確認した土砂のみ搬入することが出来る。

7. 搬入する土砂の証明をする書類 (様式第10号) 土砂等発生元証明書

搬入届に添付する土砂等発生元証明書は、必ず搬入する土砂等の採取場所の責任者が発行した**原本**を添付することし、添付書類は次のとおりとする。

なお、一時たい積所を経由する土砂を搬入する場合は、そのたい積所の発生元証明書(土砂別に区分されていること。)を併せて添付すること。

- 添付書類：土砂等発生元証明書(様式第10号)
- 検査試料採取調書(様式第11号)
- 計量証明書(計量法第110条の2第1項の規定による証明書)
- 土砂を採取した場所の位置図と現場写真

8. 特定事業の管理 埋立等:(様式第12号)土砂等管理台帳 一時たい積:(様式第13号)土砂等管理台帳(一時たい積事業用)

特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに土砂等管理台帳を作成し管理すること。

9. 定期的な状況報告 (様式第14号) 特定事業状況報告書

特定事業を開始した日から6月ごと(一時たい積の場合は、3月ごと)に、6か月を経過した日から2週間以内に報告すること。

10. 水質検査等の報告 (様式第16号) 水質検査等報告書

- ・特定事業を開始した日から6月ごと(一時たい積の場合は、3月ごと)に、6か月を経過した日から2週間以内に必要書類(試料採取調書、計量証明書、採取位置図、写真)を添付し報告すること。 **※全て原本とする。**
- ・特定事業を完了した場合も、同様に検査し報告すること。
- ・気象条件やその他やむを得ない理由により、水質検査が出来ない場合は、地質検査に代えて行うことができます。
- ・地質検査を行う場合は、区域面積に応じて次表の数以上の試料を採取すること。

事業区域面積	試料数	事業区域面積	試料数
3,000 m ² 未満	1	5 ha 以上 6 ha 未満	7
3,000 m ² 以上 1 ha 未満	2	6 ha 以上 7 ha 未満	8
1 ha 以上 2 ha 未満	3	8 ha 以上 9 ha 未満	9
2 ha 以上 3 ha 未満	4	9 ha 以上 10ha 未満	10
3 ha 以上 4 ha 未満	5	10ha 以上 11ha 未満	11
4 ha 以上 5 ha 未満	6	11ha 以上 12ha 未満	12

1 1. 周辺住民への周知等

- ・ 特定事業を行う事業者は、周辺住民その他利害関係者への周知し、理解を得て事業を行うよう努めること。
- ・ 公共用道路の利用に関して、その道路を維持管理している関係機関に対して、事前に使用に関して協議すること。

1 2. 標 識

(様式第17号) 標識

特定事業場の見やすい場所に、土砂等の埋立てに関する標識を掲示すること。

1 3. 車両への表示

土砂等を搬入する車両には、以下の事項を表示(参考1)することとする。

- ① 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨 (100ポイント以上の文字)
- ② 特定事業区域内の所在地
- ③ 特定事業の許可を受けた者の氏名 (法人にあつては名称)
- ④ 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名 (法人にあつては名称)
(②③④は、全て60ポイント以上の文字・数字)
- ⑤ 特定事業の許可番号 (30ポイント以上の文字・数字)

○文字の大きさは、全てJIS規格Z8305に規定する大きさとし、見分けやすい文字色で表示すること。

1 4. 立入調査等

市は、許可を受けた事業者に対して、報告と資料の提出を求めた場合や、事務所および事業場に立入調査することが出来ますので、事業者は調査に協力すること。

1 5. 休止・廃止する場合

(様式第19号) 廃止(休止)届

- ・ 特定事業を廃止する場合は、廃止した日から30日以内に廃止届を提出すること。
- ・ 特定事業を2月以上休止する場合は、休止する前に休止届を提出すること。

1 6. 完了した場合

(様式第18号) 完了届

特定事業が完了したら日から15日以内に完了報告書を提出すること。

○土砂等の安全基準と検査方法

別表第1(規則第2条関係)

※特定方法中の「規格」は、日本産業規格とする。

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下	規格 K0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102 の 38 に定める方法(規格 38・1・1 に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年告示付表 1 に掲げる方法又は規格 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下	規格 K0102 の 65・2 に定める方法
砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下 かつ土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1kg につき 15 mg 未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 2 及び昭和 49 年告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1kg につき 125mg 未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1 又は 5・3・2 に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
シス-1・2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法

1・1・2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006m g 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01m g 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01m g 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002m g 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006m g 以下	昭和 46 年告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003m g 以下	昭和 46 年告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02m g 以下	昭和 46 年告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01m g 以下	規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01m g 以下	規格 67・2、67・3 又は 67・4 に定める方法
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8m g 以下	規格 34・1 (規格 34 の備考 1 を除く)若しくは 34・4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした水溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34・1・1c(注 [2] 第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ℓにつき 1m g 以下	規格 47・1、47・3 又は 47・4 に定める方法
1・4-ジオキサン	検液 1 ℓにつき 0.05m g 以下	昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

○構造上の基準

別表第2(規則第9条関係)

【盛土・埋立の場合】

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ(特定事業により生じたのり面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10m以下	垂直1mに対する水平距離1.8m以上のこう配 (埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.5m)
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5m以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5mごとに幅が1m以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

【一時たい積の場合】

別表第3(規則第9条関係)

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、5m以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5m以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1mに対する水平距離が1.8m以上のこう配であること。

○構造上の基準に係る適用除外

別表第4(規則第11条関係)

- 1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による許可を要する行為
- 2) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 4) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 5) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を要する行為
- 8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 9) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為
- 11) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可、同法第59条第4項の規定による認可及び同法附則第4項の規定による許可を要する行為
- 12) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 14) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定による許可を要する行為
- 15) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 16) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 17) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 18) 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第19条第3項の規定による許可を要する行為
- 19) 栃木県風致地区条例(昭和45年栃木県条例第7号)第2条第1項の規定による許可を要する行為
- 20) 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第4項の規定による許可を要する行為
- 21) 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例(平成15年栃木県条例第5号)第4条第1項及び第5条の規定による許可を要する行為

この条例は、必要な規制を行うことで、土壌の汚染や災害の発生を防止し、市民の安全と環境保全を目的としています。

事業を行う事業者や個人が、この条例を含め関係法令等を厳守し、自然環境の保全と市民の安全に努めてください。

不明な点については、事前に日光市環境課にお問い合わせください。

【日光市 市民環境部 環境課 環境係】

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-21-5152